

# 京都府医療審議会計画部会について

役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画案の作成</li> <li>◆ 現状把握が必要な指標や設定が考えられる数値目標案等の検討</li> </ul>
-----	--

※ 構成は基本的に下記のとおりとするが、検討テーマ、進捗状況に応じ、柔軟に追加、変更を行う。  
又、適宜、外部の学識経験者等の参画を得る。

委員（案）	所属・役職	備 考
審 議 会 委 員	調 整 中	一般社団法人京都府医師会
		一般社団法人京都府医師会
	辰巳 哲也	一般社団法人京都府病院協会会長
	清水 鴻一郎	一般社団法人京都私立病院協会会長
	三木 秀樹	一般社団法人京都精神科病院協会会長
	安岡 良介	一般社団法人京都府歯科医師会会長
	河上 英治	一般社団法人京都府薬剤師会会長
	豊田 久美子	公益社団法人京都府看護協会会長
	上村 崇	京都府市長会社会文教部会長
	信貴 康孝	京都府町村会福祉文教部会長
	中小路 健吾	京都府国民健康保険団体連合会理事長
	中島 善行	健康保険組合連合会京都連合会常務理事
	守殿 俊二	全国健康保険協会京都支部支部長
	中井 敏宏	社会福祉法人京都府社会福祉協議会常務理事
	福居 顯二	京都府立医科大学名誉教授
	八城 博子	一般財団法人京都予防医学センター評議員
	松村 由美	京都大学医学部附属病院教授
専 門 委 員	今中 雄一	京都大学大学院医学研究科教授
	猪飼 宏	京都府立医科大学大学院医学研究科准教授
	清水 恒広	京都市立病院副院長
	井上 基	公益社団法人京都府介護支援専門員会会長
	渡辺 隆	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長

（役職は令和5年5月22日現在）

〔設置根拠：医療法施行令〕

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の21 審議会（医療審議会）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。